

新潟市地域包括ケア推進本部設置要綱

(目的)

第1条 地域包括ケアに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、新潟市地域包括ケア推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域包括ケアに関する施策の総合的かつ効果的な推進に関する事項
- (2) その他、本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は市長、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は別表に掲げる者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長が必要と認めたときは、本部構成員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、福祉部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年6月9日から施行する。

別表（第3条関係）

教育長

水道事業管理者

地域・魅力創造部長

安心政令市総括理事

政策監統括

市民生活部長

危機管理防災局長

文化スポーツ部長

環境部長

福祉部長

地域包括ケア推進担当

保健衛生部長

経済部長

農林水産部長

技監

都市政策部長

建築部長

土木部長

総務部長

政策改革本部担当

財務部長

北区長

東区長

中央区長

江南区長

秋葉区長

南区長

西区長

西蒲区長

消防局長

水道局総務部長

市民病院事務局長

教育次長